

## 令和7年度税制改正について

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、所得税と個人住民税の制度が改正されました。所得税は令和7年分、個人住民税は令和8年度分より適用されます。

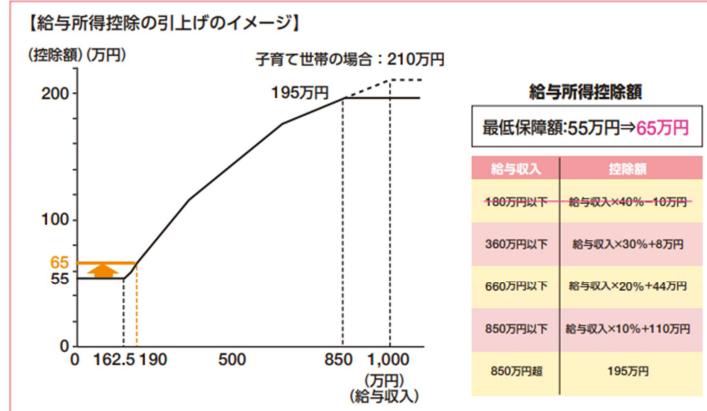
### ・主な内容一覧

改正内容	個人住民税 (令和8年度分から適用)	所得税 (令和7年分所得から適用)
①給与所得控除の見直し	所得税と同様の対応	<最低保障額> 現行:55万円 → 改正後:65万円
②基礎控除の見直し	改正なし(最高43万円)	現行:48万円 → 改正後:最高58万円+最高37万円の上乗せ
③特定親族特別控除の創設 (大学生年代の子等)	所得税と同様の対応	①現行「103万円まで」の子等の給与収入について、「150万円まで」を対象とする新たな特別控除を創設 ②子等の給与収入が「150万円~188万円」の場合、控除額に階段を設けて控除
④扶養親族等に係る所得要件の引上げ	所得税と同様の対応	現行:48万円 → 改正後:58万円

### ① 紙与所得控除の見直し

紙与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に10万円引き上げられます。

個人住民税についても同様の対応です。



### ② 基礎控除の見直し (所得税のみ)

#### ○令和7年分・令和8年分について

基礎控除額を最高48万円から10万円引き上げて最高58万円にしたうえで、所得階層ごとに最高37万円の控除額の上乗せを行います。

#### ○令和9年分以降について

基礎控除額は最高58万円で、合計所得金額が132万円以下の階層に対してのみ37万円の控除額の上乗せを行います。

#### ▼令和7年分・令和8年分の基礎控除額(所得税)



※個人住民税の基礎控除額(最高43万円)に変更はありません。

## ●給与所得者の非課税となる収入の上限について

所得税の基礎控除額と、所得税・個人住民税の給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、非課税となる年収の要件が以下のように変わります。

### ▼非課税のライン(単身者・給与収入のみの場合)

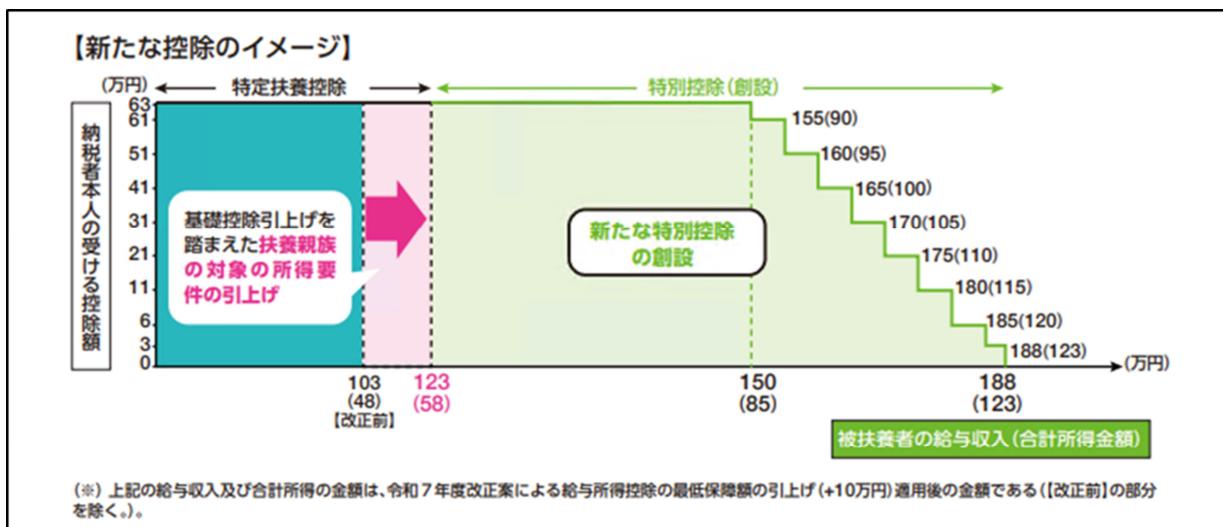
個人住民税		所得税			
現行	→	改正後	現行	→	改正後
合計所得金額	38 万円	→ 38 万円(変更なし)	基礎控除	48 万円	→ 95 万円
給与所得控除	55 万円	→ 65 万円	給与所得控除	55 万円	→ 65 万円
計	93 万円	→ 103 万円	計	103 万円	→ 160 万円

※個人住民税の非課税の基準は変更ありません。(単身者で合計所得金額 38 万円)

### ③ 特定親族特別控除の創設(大学生年代の子等)

大学生年代の子等(19歳以上23歳未満)の合計所得金額が85万円(給与収入150万円に相当)以下の場合、親等が特定扶養控除と同額(63万円)の所得控除を受けられ、85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に遞減する仕組みを導入します。

個人住民税も同様の対応ですが特定扶養控除額は45万円のため、大学生年代の子等の合計所得金額が95万円を超えた場合から、親等が受けられる控除の額が段階的に遞減します。



### ④ 扶養親族等に係る所得要件の引上げ

基礎控除と同額の48万円(給与収入103万円に相当)を、基礎控除の引上げを踏まえ、58万円(給与収入123万円に相当)とします。